総合体育館敷地内におけるキッチンカー等の出店条件

● 期間、時間帯等

(1) 出店期間は、4/1~11/30の大会・イベント開催時に限る。

また、施設管理者が管理運営上において支障がある場合、出店の許可ができない場合もあります。

- (2)使用期間は1日単位(連続使用の場合は、一回の申請で可)
- (3)出店希望者は先着順で決定
- (4)8:00~22:00 (22:00 には完全撤収すること。)

● 出店場所

- (1)総合体育館サブアリーナ横の4区画(別紙)を先着順で決定
- (2)1区画、約25 m(8.7m×2.9m) 客待ちスペース、のぼり、看板等を含む。イス・テーブルは不可
- (3)1事業者につき1区画とする。

● 出店手続き

(1) 許可申請書を提出

添付書類 : 飲食店営業許可・食品衛生責任者・車検証の写し

- ※1週間前迄に提出してください。提出のない場合取消しとなることもありますのでご注意ください
- (2)申請受付は、大会・イベント開催決定後受付開始とする。
- (3)使用料金は1日250円(税込み)とし、施設管理者(体育館窓口)に納付する。

内訳: 1 m あたり10円(一区画、約25 m ×10円×日数)

● 注意事項

- (1) 電気・水道は、出店業者が各自準備する。
 - ※ 総合体育館では、電気・水道の供給をいたしません。
- (2)炭火等の焼台を使用する場合は、コンパネ等を敷くこと。
- (3)周辺にゴミが散乱しないよう、ごみ箱は必ず設置し持ち帰ること。
- (4)トレーラーの場合、切り離して牽引車は他の場所に駐車する。
 - ※ 駐車場所は、施設管理者の指示に従うこと。
- (5)許可期間中、使用しなかった場合の返金はありません。